



令和 8 年 7 月 29 日
道路局道路交通管理課

「令和 8 年熊本地震」に係る特殊車両通行許可の迅速化について **～被災地域の早期復旧や物流確保等を支援～**

国土交通省は、本日より、「令和 8 年熊本地震」被災地域の早期復旧や物流確保等の観点から、被災地域の災害復旧工事に必要な機材の運搬、支援物資の輸送等に係る特殊車両の通行許可申請について、最優先で処理を行い、可能な限り迅速に許可証の交付を行うこととしました。

【参考】

- (1) 現時点で、九州地方整備局熊本河川国道事務所では、災害対応のため申請書の受付をご遠慮させていただいておりますが、他の河川国道事務所等においては受付を行っています。周辺地域では、福岡国道事務所、鹿児島国道事務所があります。
- (2) 上記内容については、特車ポータルサイト
(<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) においても掲載します。
- (3) 災害救助のために使用される車両に係る特殊車両通行許可手続は不要です。

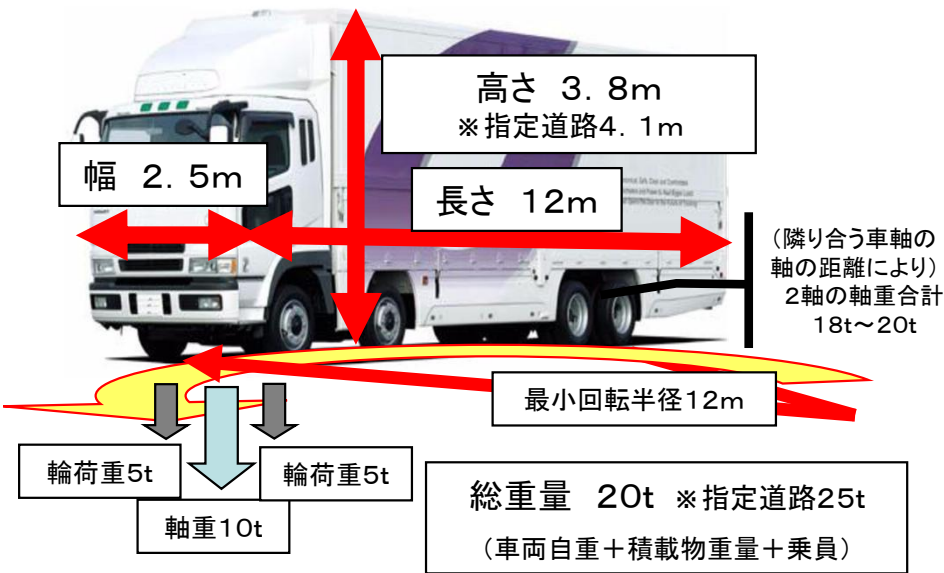
<問い合わせ先>

道路局道路交通管理課車両通行対策室 五十嵐・村松（内線 37436・37425）
TEL：03-5253-8111 直通：03-5253-8483

特殊車両通行制度について

- 道路は一定の規格（以下「一般的制限値」）の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、これを超える車両を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受けることが必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答

一般的制限値



※ 一般的制限値を一つでも超える車両は、道路管理者の通行許可又は通行可能経路の回答が必要

特殊車両の範囲(イメージ)

